

平成 18 年 9 月 28 日規程第 12 号

高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会の設置に関する規程

(目的)

第1条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項の協定に基づく助成（以下「助成」という。）に関し審議するため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に、高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号について審議する。

- 一 機構が実施する助成の要件に関する事項。
- 二 高速道路会社が機構に提出した助成金交付申請書の要件適合性に関する事項。
- 三 その他助成に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員 6 人以内で構成する。

(委員)

第4条 委員は、公正中立の立場で客観的に審議を行うことができる学識経験のある者たちから、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の事務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(開催及び決議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときに隨時開催する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、第 2 条の事務に関しては、自己又は 3 親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(委員会の公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、会議の議事概要及び配布資料は、委員長が委員会に諮って定めるところにより公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めるものとする。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務等)

第10条 委員会の庶務は、企画部計画調整課において行う。

(雑則)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成18年9月28日から施行する。